

○鴨川市社会教育委員会議運営規則

平成17年2月11日
教育委員会規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例(平成17年鴨川市条例第80号)第6条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第2条 委員の会議(以下「会議」という。)には、委員の互選による議長、副議長各1人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第3条 議長及び副議長の任期は、2年とする。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 会議を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を通知して行うものとする。

(会議の定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年2月11日から施行する。